

公 告 第711号

2022年 3月 2日

パイロット健康保険組合

理事長 白川 正和



任意継続被保険者標準報酬月額のご案内

健康保険法第47条の規定による被保険者(任意継続被保険者)に適用する2022年4月1日から2023年3月31日までの間における平均標準報酬月額は下記の通りにつき公告します。

記

平均標準報酬月額 360,000円

(2021年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均額は、355,864円でした。)

以 上